

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱

(平成20年3月17日建管-2460)

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設コンサルタント業務等（以下「発注業務」という。）について、条件付き一般競争入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 条件付き一般競争入札の適用対象発注業務は、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監第1973号、以下「入札制度実施要綱」という。）別表第3欄に掲げる部門に係るもの（地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものを除く。）のうち、入札に付すものとする。

2 契約担当者は、前項の適用対象業務が災害その他の理由により緊急を要する場合、その他特別な事情で条件付き一般競争入札によりがたいと認められる場合は、前項の規定にかかわらず指名競争入札によることができる。

(入札の公告)

第3条 条件付き一般競争入札の公告は、秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の入札情報サービスにおいて掲示することにより行う。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 発注業務に対応する部門について、入札制度実施要綱第4条第1項に規定する資格者名簿に登載されていること。
- (3) 発注業務に対応する部門について、入札制度実施要綱第1条の2第4項第2号に掲げる法令等の規定による登録（以下「法定登録」という。）を有すること。
- (4) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準（平成6年9月13日監第848号）に基づく指名停止又は指名の基準に関する運用基準について（平成6年3月30日監第1781号）に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 秋田県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (7) 秋田県公共事業電子入札運用基準（平成17年5月23日建管第478号。以下「電子入札運用基準」という。）第3に基づく利用者登録を行っていること。
- (8) 配置予定技術者（入札公告で示す入札参加資格の配置予定技術者をいう。）は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

2 契約担当者が必要があると認めるときは、前項各号に定めるもののほか、入札参加資格として次の事項に係る要件を定めることができる。

- (1) 主たる営業所又は営業所の所在地
- (2) 発注業務と同種又は類似業務の実績

(3) 発注業務における配置予定技術者の資格及び業務経歴

(4) その他発注業務に関して必要と認められる事項

- 3 共同企業体の入札参加資格については、前2項の規定に準じて構成員の要件を定めるとともに、秋田県建設コンサルタント業務等に係る共同企業体取扱要綱（平成20年3月17日建管第2461号。以下「共同企業体要綱」という。）に基づき構成員数、出資比率等結成の要件を定めるものとする。

(入札参加資格の決定)

第5条 発注業務ごとに定める前条の入札参加資格は、入札制度実施要綱の定めるところにより、入札審査会等の審議を経て決定する。

(設計図書等の閲覧等)

第6条 仕様書、図面、契約書(案)、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスにより行う。

- 2 設計図書等に対する質問及び回答は、電子入札システムにより行うものとし、契約担当者は質問の受付及び回答の期限を公告において明らかにするものとする。

- 3 現場説明会は、原則として行わない。

(入札参加資格の確認申請)

第7条 契約担当者は、入札参加者が入札参加資格を有することを確認するため、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる書類（(2)から(4)までの書類については公告において提出を求めた場合に限る。以下「確認申請書等」という。）を入札前の所定の期限までに提出させるものとする。

(1) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 同種又は類似業務の実績（様式第2号）及びその添付書類

(3) 配置予定技術者の資格・業務経歴等（様式第3号）及びその添付書類

(4) その他契約担当者が特に必要と認める資料

- 2 前項の確認申請書等は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、電子入札運用基準第9の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。

- 3 共同企業体が入札に参加しようとするときは、第1項の確認申請書等のほか、共同企業体要綱に定める共同企業体入札参加資格審査申請書及び共同企業体協定書（以下「共同企業体申請書等」という。）を提出させるものとする。

- 4 確認申請書等を既に提出した者が、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったとき（測量業務の技術者保有数にあっては減員が生じた場合に限る）は、開札前にあっては入札辞退届を提出させ、開札後にあってはその旨を速やかに報告させるものとする。

(入札保証金)

第8条 入札保証金は免除するものとし、契約担当者はその旨を公告において明らかにするものとする。

(見積内訳明細書の提出)

第9条 入札書の提出に当たっては、見積内訳明細書を併せて提出させるものとする。

- 2 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとする。

(入札の執行)

第10条 入札書は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、電子入札運用基準第9又は第10の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。この場合において、入札書を持参し提出した者については、開札に立ち合わせるものとする。

2 入札執行回数は、1回とする。

3 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札

(2) 開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札）

(9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札

(10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定方法)

第12条 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

2 契約担当者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、課（室）入札審査会（再配当を受けた歳出予算執行の委任に係る業務にあっては地方入札審査会）の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。

3 前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

(1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

(2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき

4 第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であって次条に定める手続を経て当該決定が確定したとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は第1項後段の方法により決定された最上位者。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、前2項の確認等を行うものとする。

5 落札者が決定するまで、前3項の手続を繰り返すものとする。

(入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等)

- 第13条 前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、契約担当者は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書(様式第4号)を速やかに通知する。
- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、契約担当者は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。
- 3 前項の期限内に説明請求があったときは、契約担当者は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、前条第2項の入札審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。
- 4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。
- 5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

(落札決定後の書類提出等)

- 第14条 落札者が決定したときは、契約担当者は、落札者に対し、秋田県税に滞納がないことを証する書面、社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面及び共同企業体申請書等(共同企業体が落札者であって、当該書類を電子入札システムにより提出した者である場合に限る。)を速やかに提出させるものとする。
- 2 落札者が他の発注業務の入札において先に落札者となったことにより確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該発注業務に配置することができなくなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。
- 3 落札者決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。
- 4 前項については、公告において明らかにするものとする。

(その他)

- 第15条 本要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。

附 則（令和3年4月23日技管－78 一部改正）

1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

2 改正後の規定は、令和3年5月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。

附 則（令和3年10月6日技管－411 一部改正）

1 この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

2 改正後の規定は、令和3年10月25日以降に建設コンサルタント業務等業者が提出する（様式第2号）から（様式第3号の3）について適用する。

附 則（令和7年2月21日技管－747 一部改正）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う業務から適用する。

(様式第 1 号)

年 月 日

(契約担当者) 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

競争入札参加資格確認申請書

秋田県が調達する次の案件の委託契約に係る条件付き一般競争入札への参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと、秋田県税に滞納がないこと、社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと（適用除外事業所を除く。）並びに添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

委託業務名

委託番号

(様式第2号)

同 種 又 は 類 似 業 務 の 実 績

会社名：

問い合わせ連絡者

(TEL)

業務番号(業務番号がない
場合は業務名)

業 務 名	発 注 者 名 (1) 契約担当機関名 (2) 担当事務所名	箇 所 名 (1) 都道府県 (2) 施工地名	契約金額 (百万円)	履 行 期 間 (年月、〇ヶ月)	受注形態 (JVの場合 出資比率)	業 務 の 概 要 【条件に関連する業務種別、業務数量等を記載のこと】	TECRIS (1) 登録の有無 (2) 登録番号
	(1) (2)	(1) (2)		年 月～ 年 月 (月)	単体・JV (%)		登録：有・無 番号：
	(1) (2)	(1) (2)		年 月～ 年 月 (月)	単体・JV (%)		
	(1) (2)	(1) (2)		年 月～ 年 月 (月)	単体・JV (%)		

- 1 入札参加資格とされている同種又は類似業務に該当する主要な業務の実績について、的確に判断できるよう具体的に記載すること。なお、記載に不備・不足がある場合は追加の資料提出を求める場合がある。
- 2 同種又は類似業務とは、発注概要書に示すものとし、国、特殊法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）、地方公共団体（事業団を含む。）又は秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務に限る（建築関係建設コンサルタント業務を除く。）。
- 3 複数の業務を記載する場合は、秋田県発注、それ以外の公共、民間（建築関係コンサルタント業務の場合に限る。）の順に記載すること。
- 4 記載した業務の完了年月日が確認できる資料の写し及び金抜き設計書、設計図面、特記仕様書等で同種業務であることが確認できる資料の写しを添付すること。ただし、TECRISに登録し、その内容が確認できる場合は不要とする。（登録番号を記載すること。）
- 5 JVで実施した業務については発注概要書に示す出資比率以上の場合のみ実績として認めるので、協定書の写しを添付すること。

(様式第3号)

配置予定技術者の資格・業務経歴等

会社名：

問い合わせ連絡者

(TEL)

業務番号(業務番号がない
場合は業務名)

配置予定 の立場 ・管理 ・照査 ・担当	氏 名	保有する資格 ・法令による資格の名称、 取得部門分野、登録番号、 取得年月日	業 務 経 歴 (過去に従事した同種業務の内容等)						
			業務名	発注者名	業務場所 (都道府県)	契約金額 (百万円)	履行期間	従事役職	業 務 概 要 【業務内容の具体を記載のこと】
所属企業等の登録番号			登録(更新)年月日			登録部門			

- 1 この様式に記載するいずれの技術者も資格要件等を満たさない場合は入札参加資格無しと判断するため、技術者の候補が複数いる場合は全て記載できるものであること。
- 2 「配置予定の立場」欄には、当該業務における立場(管理技術者、照査技術者、担当技術者等)を明記すること。
- 3 資格を証する書面の写しを添付すること。
- 4 雇用関係及び常勤性があることを確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(資格取得年月日と事業所名の記載があるもの。)等の写し、又はこれらに準ずる資料を添付すること。
- 5 「業務経歴」欄には、入札公告において同種類似業務の経歴が入札参加資格とされている場合のみ記載すること。なお、記載に不備・不足がある場合は追加の資料提出を求める場合がある。

なお、記載する経歴は国、特殊法人(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)、地方公共団体(事業団を含む。))又は秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務に限り(建築関係建設コンサ

ルタント業務を除く。）、経歴における従事役職は問わない。

6 複数の業務を記載する場合は、秋田県、それ以外の公共、民間（建築関係コンサルタント業務の場合に限る。）発注業務の順に記載すること。

7 記載した業務の完了年月日が確認できる資料の写し及び金抜き設計書、設計図面、特記仕様書等で同種業務であることが確認できる資料の写しを添付すること。

8 「従事役職」欄には、管理技術者又は照査技術者等の役職名を記載し、現場での技術的な関わりが判断できる資料を添付すること。

9 上記7及び8については、当該業務がTECRISに登録され、その内容が確認できる場合は不要とする。（業務概要欄に登録番号を記載すること。）

10 「所属企業等の登録番号」には登録規程等に基づく登録通知（以下「登録通知」といい、入札参加資格確認申請期限の日時点で有効なものに限る。）に記載された登録番号を記載すること。

11 「登録（更新）年月日」には登録通知に記載された登録（又は更新）年月日を記載すること。

12 「登録部門」には登録通知に記載された登録部門のうち、入札参加資格に求める部門について記載すること（登録通知に登録部門の記載がない業種の場合は「測量」「建築」「地質」等の別を記載することとし、複数の部門等が要件の場合はその全てについて記載すること。）。

(様式第3号の2)

会社の所属技術者（測量士及び測量士補）名簿

会社名：

問い合わせ連絡者

(TEL)

業務番号（業務番号がない

場合は業務名）

測量士の数： 名、測量士補の数： 名、合計 名

	事業所名 (主たる営業所・ 営業所名)	資格名 (測量士・ 測量士補)	氏 名	資格登録番号、取得年月日等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

- 1 測量業務において会社と雇用関係にある技術者の数が入札参加資格となっている場合に提出すること。
- 2 作成基準日は、確認申請書等の申請の日とする。
- 3 主たる営業所又は営業所ごとに記載すること。（記載欄が不足の場合は適宜追加する。）
- 4 資格を証する書面の写しを添付すること。
- 5 雇用関係及び常勤性があることを確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（資格取得年月日と事業所名の記載があるもの。）等の写し、又はこれらに準ずる資料の写しを添付すること。

(様式第3号の3)

準 県 内 の 常 勤 技 術 者 名 簿

会社名：

問い合わせ連絡者

(TEL)

業務番号(業務番号がない
場合は業務名)

	氏 名	住 所	資格 (部門、分野、登録番号、取得年月日等)
1			
2			
3			
4			
5			

- 1 準県内（当該業務部門に係る技術士、技術士同等又はRCCMの資格を有する者が秋田県内の営業所に常勤していること）が入札参加資格となっている場合に提出のこと。
- 2 資格を証する書面の写しを添付すること。
- 3 雇用関係及び常勤性があることを確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（資格取得年月日と事業所名の記載があるもの。）等の写し、又はこれらに準ずる資料の写し及び引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票（入札参加資格確認申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたもの。）の写しを添付すること。なお、転勤等の事情により3ヶ月以上居住している住民票を確認できない場合は、技術者が継続して配置されていることを確認できる前任者の上記書類を添付すること。

(様式第4号)

年 月 日

様

(契約担当者)

競争入札参加資格確認結果について（通知）

さきに申請のあった条件付き一般競争入札への参加資格について、次のとおり確認しましたので、通知します。

なお、資格なしとした理由について説明を求めることができますので、説明を求める場合は、
年 月 日までに秋田県 あて説明を求める旨及び説明を求める事項を記載した書面を提出してください。

委託業務名（委託番号）

競争入札参加資格 なし

資格なしとした理由